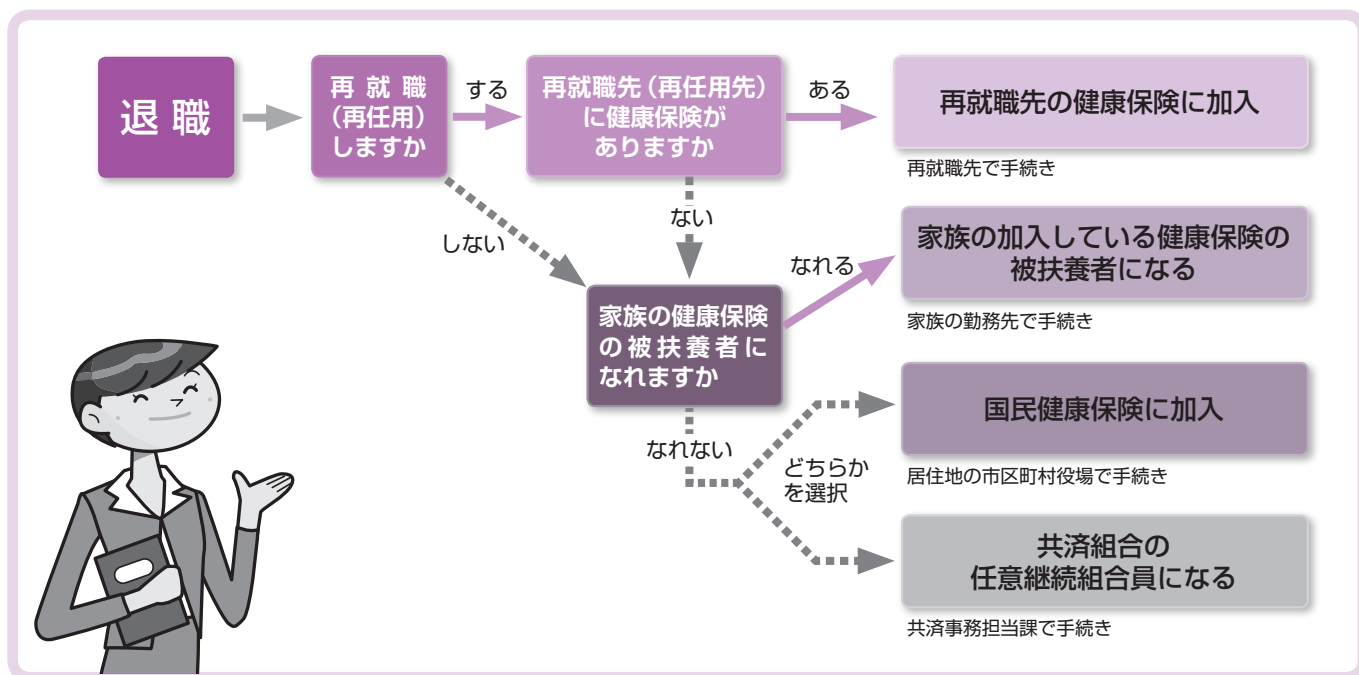


退職予定の組合員の皆さんへ

❀ 退職後の医療制度について

組合員で本人が退職したときは、翌日から組合員としての資格がなくなりますので、次のいずれかの医療保険制度（後期高齢者医療制度に該当する場合を除く。）に加入しなければなりません。



任意継続組合員制度

この制度は、退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が退職したときに、掛金（所属所の負担金分も含めた額）を負担することによって2年間在職中と同様の短期給付（任意継続組合員の期間内に発生した傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除く）が受けられ、福祉事業のうち貸付事業（高額医療貸付・出産貸付）及び貯金事業を利用することができます。

❀ 加入の手続き

「任意継続組合員資格取得申出書」を共済事務担当課を通じて、退職日から20日以内に共済組合へ提出してください。

❀ 任意継続掛金

任意継続掛金は、次の①、②、③のうち最も低額となる金額です。また、40歳以上65歳未満の方は、介護分も必要です。

- ① 退職時の給料×掛金率
- ② 全組合員の平均給料月額×掛金率
- ③ 退職時の給料×0.7×掛金率

（組合員期間が15年以上で退職時の年齢が55歳以上であり、55歳以降で初めての退職である場合のみ）

⑤ 平成25年度の任意継続掛金率と全組合員の平均給料月額はまだ確定していません。

【参考】任意継続掛金額の算定例（平成24年度の数値を基礎として算定した場合です。）

例 退職時の給料が月額40万円、年齢が40歳～64歳の方の場合

$$\begin{aligned} \text{① } & (400,000\text{円} \times 125.05 / 1000) + (400,000\text{円} \times 13.6 / 1000) \\ & = 55,460\text{円} \times 12\text{月} = 665,520\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{② } & (325,000\text{円} \times 125.05 / 1000) + (325,000\text{円} \times 13.6 / 1000) \\ & = 45,061\text{円} \times 12\text{月} = 540,732\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{③ } & \{(400,000\text{円} \times 0.7) \times 125.05 / 1000\} + \{(400,000\text{円} \times 0.7) \times 13.6 / 1000\} \\ & = 38,822\text{円} \times 12\text{月} = 465,864\text{円} \end{aligned}$$

- ・平成24年度の任意継続掛金率（1月あたり）は、短期：125.05/1000 介護：13.6/1000
- ・平成24年度的全組合員の平均給料月額が325,000円

①の計算では、年額665,520円となりますが、低額となる②が適用されるため年額540,732円となります。

また、③の条件が適用される場合は、年額465,864円となります。

✿ 納付方法

納付方法は年1回払い若しくは年2回払いの前納と、毎月払いがあります。（前納には割引きがあります。）また、途中で資格喪失するときは申し出によりその後の未経過期間分の任意継続掛金はお返しします。なお、任意継続掛金を納付期限までに納付されないときは資格喪失となります。

✿ 任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証

任意継続組合員証等は、任意継続掛金を納付していただいた期間に応じて発行しますので、例えば、年1回払いで1年分を前納していただくと、1年先までの有効期限を付けた任意継続組合員証等をお渡しします。

✿ 任意継続組合員制度と国民健康保険の比較

	保 険 料	届 出	給付内容
任意継続組合員制度	退職時の給料等×掛金率	共済組合 (退職後20日以内)	法定給付の他 附加給付あり
国民健康保険	所得や資産等を基準に算定	居住地の市町村 (退職後14日以内)	法定給付のみ